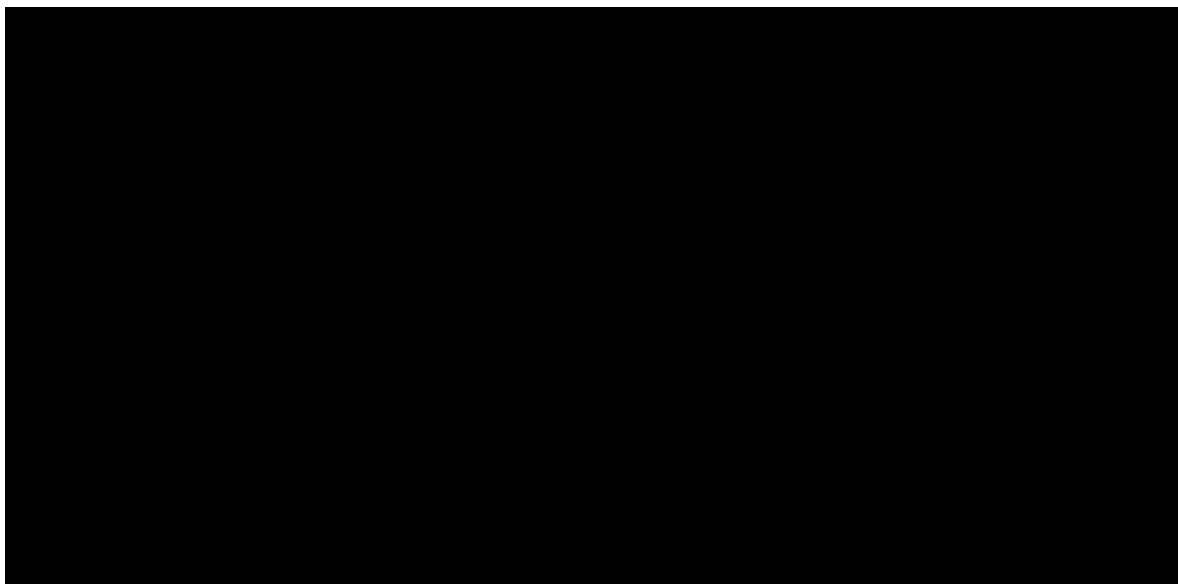


令和5年度 秋～冬学期 期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	刑事訴訟法基礎	教員名（署名）	松田 岳士
-------	---------	---------	-------

次の 問2 に答えなさい。



問2 下の□内の文章は、福岡地判平成12年6月29日判タ1085号308頁からの抜粋である。この説示が、本件逮捕・勾留を適法とするにあたり、どのような判断枠組に依拠したと考えられるかについて、具体的な文言を摘示しながら解説した上で、これとは異なる判断枠組を1つ示し、それによると本件逮捕・勾留の適法性はどのように判断されることになるかについて検討しなさい。〔25点〕

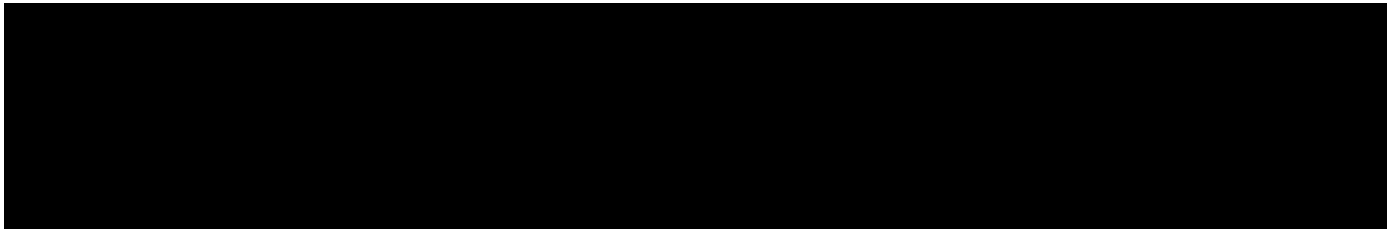
「……捜査本部では、被告人に任意同行を求めた時点で、すでに被告人に対する殺人の容疑を固めており、一方で覚せい剤事件での嫌疑を得たことから、殺人事件については後刻本格的な取調べを行うことにして、ひとまず被告人の身柄を拘束して覚せい剤事件についての捜査を遂行したことが認められ、また、……取調時間、供述調書作成の経緯等によれば、別件勾留中にもある程度の時間が殺人事件の取調べに費やされたことが明らかであって、これらによると、捜査本部は、殺人の事実につき、未だ被告人の身柄を拘束するに足りるだけの資料が収集できていないと判断し、覚せい剤事件での身柄拘束状態を利用して、本件である殺人事件の取調べをも行う意図を有していたことは容易に推察することができる。

しかし、違法な別件逮捕・勾留であるかどうかを判断するにあたっては、まずは本件と比較したときの別件の罪の軽重を重要な指針とすべきところ、尿鑑定の結果によれば、被告人の覚せい剤使用の事実は、嫌疑が明白であった上、その罪質や法定刑等からすると、殺人に比べて軽いとはいえ、通常は公判請求される事件であり、殺人事件が存在しなければ通常立件されることがないと思われるような軽微な事件でないことは明らかである。右の点に加えて、前記認定のとおり、覚せい剤事件の捜査は、殺人事件の捜索の過程において偶然に覚せい剤が発見されたことを契機とするものであることからすると、別件勾留がことさら殺人事件の取調べを行うための手段とされたという事情も認められず、また、……覚せい剤事件に関する各供述調書の作成状況をみても、通常必要とされる捜査が遂行されたと認められるのであって、これらの事実を総合すると、第一次逮捕・勾留の目的が、主として殺人事件の取調べにあったとみることはできず、むしろ、捜査本部としては、覚せい剤事件の捜査を遂行する中で、これと併行し、あるいは余った時間を利用して殺人事件の取調べをする意図であったとみるのが自然かつ合理的である。

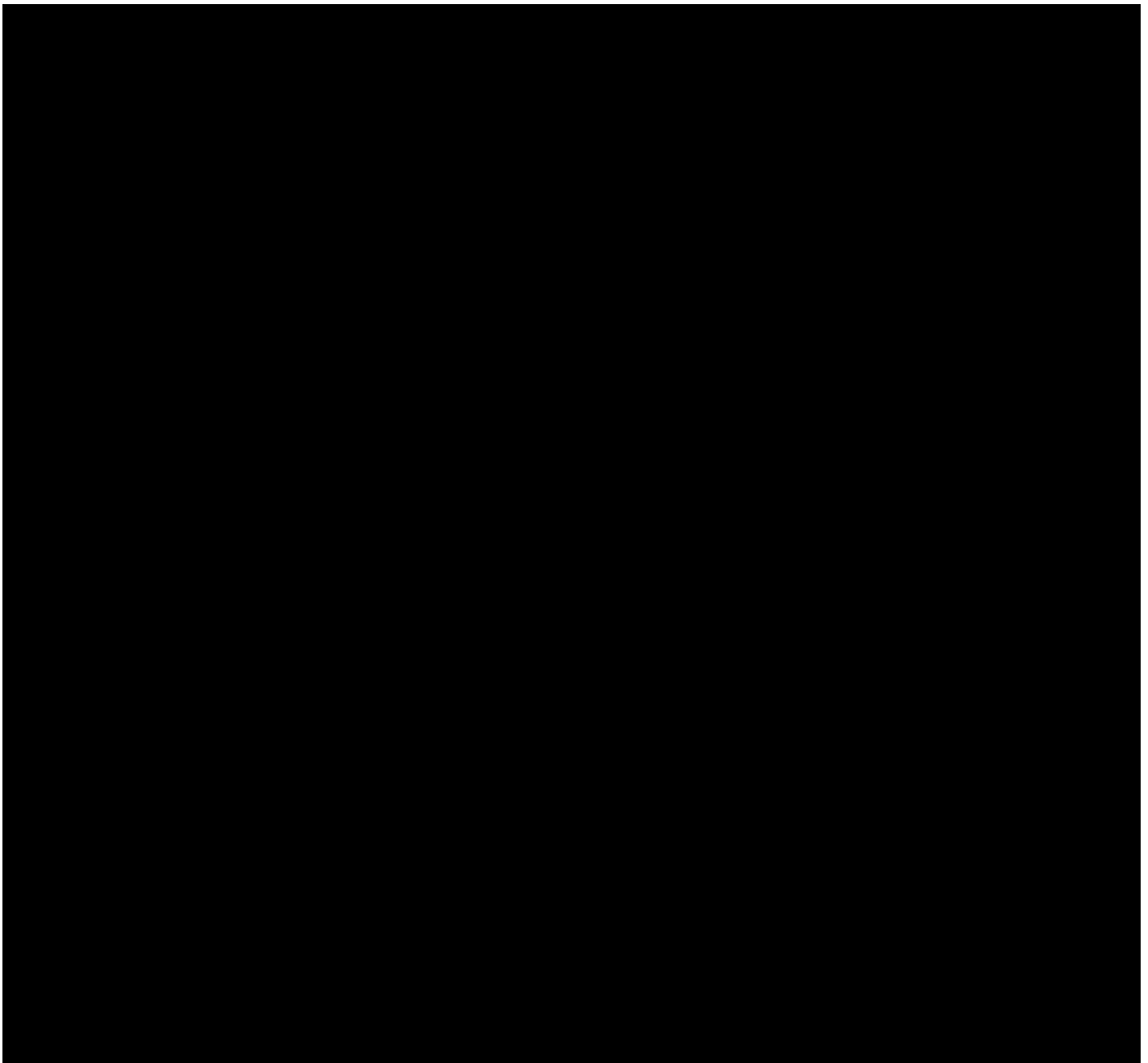
したがって、〔本件〕逮捕・勾留は、令状主義を潜脱するような違法な別件逮捕・勾留には当たらない。」

2023年度 秋～冬学期 成績評価に関する講評

科目名	刑事訴訟法基礎
担当教員名	松田岳士



2 期末試験の出題の趣旨



【問2】 下の□内の文章は、福岡地判平成12年6月29日判タ1085号308頁からの抜粋である。この説
示が、本件逮捕・勾留を適法とするにあたり、どのような判断枠組に依拠したと考えられるかについて、具
体的な文言を摘示しながら解説した上で、これとは異なる判断枠組を1つ示し、それによると本件逮捕・勾留の
適法性はどのように判断されることになるかについて検討しなさい。〔25点〕

「……捜査本部では、被告人に任意同行を求めた時点で、すでに被告人に対する殺人の容疑を固めており、一方
で覚せい剤事件での嫌疑を得たことから、殺人事件については後刻本格的な取調べを行うことにして、ひとまず
被告人の身柄を拘束して覚せい剤事件についての捜査を遂行したことが認められ、また、……取調時間、供述調
書作成の経緯等によれば、別件勾留中にもある程度の時間が殺人事件の取調べに費やされたことが明らかであ
って、これらによると、捜査本部は、殺人の事実につき、未だ被告人の身柄を拘束するに足りるだけの資料が収集
できていないと判断し、覚せい剤事件での身柄拘束状態を利用して、本件である殺人事件の取調べをも行う意図
を有していたことは容易に推察することができる。

しかし、違法な別件逮捕・勾留であるかどうかを判断するにあたっては、まずは本件と比較したときの別件の
罪の軽重を重要な指針とすべきところ、尿鑑定の結果によれば、被告人の覚せい剤使用の事実は、嫌疑が明白で
あった上、その罪質や法定刑等からすると、殺人に比べて軽いとはいえ、通常は公判請求される事件であり、殺
人事件が存在しなければ通常立件されることがないと思われるような軽微な事件でないことは明らかである。右
の点に加えて、前記認定のとおり、覚せい剤事件の捜査は、殺人事件の捜索の過程において偶然に覚せい剤が発
見されたことを契機とするものであることからすると、別件勾留がことさら殺人事件の取調べを行うための手段
とされたという事情も認められず、また、……覚せい剤事件に関する各供述調書の作成状況をみても、通常必要
とされる捜査が遂行されたと認められるのであって、これらの事実を総合すると、第一次逮捕・勾留の目的が、
主として殺人事件の取調べにあったとみることはできず、むしろ、捜査本部としては、覚せい剤事件の捜査を遂
行する中で、これと併行し、あるいは余った時間を利用して殺人事件の取調べをする意図であったとみるのが自
然かつ合理的である。

したがって、〔本件〕逮捕・勾留は、令状主義を潜脱するような違法な別件逮捕・勾留には当たらない。」

いわゆる別件逮捕・勾留の適法性判断の方法について、関連する裁判例の読解の仕方を通じて理解を試す問
題である。ところで、別件逮捕・勾留の適法性の判断枠組としては、主として、「本件基準説」、「別件基準説」、
「実体喪失説」があるが（その他の枠組みを示してもよいが、その内容は説得的である必要がある）、まずは、
本裁判例について、これらの立場のうちいずれによるものかを、その理由と共に示す必要がある。この点につ
いて、本裁判例が、結論として、「第一次逮捕・勾留の目的が、主として殺人事件の取調べにあったとみるこ
と」ができるか否かを問題としているとすれば、本件の取調べを（主）目的とする別件による逮捕・勾留を「本
件による逮捕・勾留」とみて、その適法性を否定することができるとする本件基準説をとった上で、当該具体
的事件については、様々な事実（主たる事実については、答案で摘示し、それに、捜査官に殺人事件を取調べ
る目的があったか否かを判断する上でいかなる意義が認められるかを説明する必要がある）を総合して、「本
件による逮捕・勾留」とみることはできないとの判断に至ったとの評価が可能であろう。このような理解に立
つ場合には、「別件基準説」または「実体喪失説」（あるいは、それ以外の考え方）を示して、説示に示された
範囲の事実からいかなる結論が導かれるかを示す必要がある。

他方、「別件基準説」によって本判決を説明しようとするのであれば、「被告人の覚せい剤使用の事実は、嫌
疑が明白であった上、その罪質や法定刑等からすると、殺人に比べて軽いとはいえ、通常は公判請求される事
件であり、殺人事件が存在しなければ通常立件されることがないと思われるような軽微な事件でないことは明
らかである」といった説示をもとに、当該逮捕・勾留が、覚醒剤使用（＝別件）を理由とする逮捕・勾留とし
ての（理由・必要性・相当性）要件を充たしていた点を強調することになるだろう。また、「実体喪失説」による
説明は、「取調時間、供述調書作成の経緯等」を考慮に入れている点を強調することになると思われる。後二
者の枠組による説明はやや難しいと思われるが、説示の該当部分を適切に摘示して説得的に述べられていれ
ば、相応の点数を与えることとする。これらの立場に立つ場合には、それ以外の立場を選んだ上で、説示に示さ
れた範囲の事実からいかなる結論が導かれるかを示す必要がある。

3 期末試験の答案についての講評

いずれの問題も、授業でも扱った基本的な知識・理解を問うものであったため、全体としてはまずまずの出来であった。

【問2】 本裁判例については、ほとんどの答案は、「本件基準説」によるものとしていたが、「別件基準説」によるものとする答案や「実体喪失説」によるものとする答案も散見された。いずれにしても、「具体的な文言を摘示しながら」説明する必要があるが、この点が十分でない答案も少なくなかった。また、別の枠組みに基づく適法性判断については、そもそもこの点を論じていない答案もあったが、問題文に対応する答案を書く態度が求められる。なお、本問において、取調べの適法性を問題とするかのような記述をする答案もあったが、取調べと逮捕・勾留の適法性は、法的には別問題であるから、混同すべきでない。